

平成29年4月12日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成27年(行ウ)第6号 政務活動費返還履行請求事件

口頭弁論終結日 平成29年1月23日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用(補助参加に要した費用を含む。)は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、菊地恵一及び自由民主党・県民会議に対し、連帶して44万2394円及びこれに対する平成26年12月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を宮城県に支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、宮城県(以下「県」という。)に事務所を置く権利能力なき社団である原告が、宮城県議会議員(以下「県議」という。)である補助参加人菊地恵一(以下「補助参加人菊地」という。)が、平成26年5月5日から同月9日にかけて実施されたベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)への企業進出推進等に関する調査(以下「本件海外視察」という。)に政務活動として同行したこと(以下「本件同行視察」という。)について、本件同行視察の費用を政務活動費から支出したことは違法であり、違法な公金の支出ないし財産管理を怠る事実があったとして、地方自治法(以下「法」という。)242条の2第1項4号本文に基づき、被告に対し、本件同行視察に要した費用相当額について、補助参加人らに対し、不当利得返還請求なし共同不法行為に基づく損害賠償請求として公金支出相当額の返金の請求をするよう求め

る住民訴訟である。

1 関係法令の定め

本件に関する法令の定めは、別紙2「関係法令の定め」のとおりである。

2 前提事実（認定根拠を示すほかは、当事者間に争いがないか、又は、明らかに争いがない。）

(1) 当事者

ア　原告は、国及び地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動等を行うことを目的とする、県内に事務所を置く権利能力なき社団である。

イ　被告は宮城県知事であり、法242条の2第1項4号の執行機関である。

ウ　補助参加人菊地は、県議であり、本件海外視察に同行した者である。

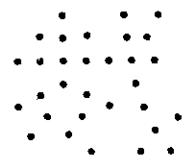
補助参加人菊地は、県議会内で同一の行動をとるために県議によって構成された会派の一つである補助参加人自由民主党・県民会議（以下「補助参加人県民会議」という。）に所属している。

(2) 本件海外視察派遣決定の経緯

平成25年秋頃、小野隆議員（以下「小野県議」という。）は、補助参加人菊地に対し、本件海外視察の企画立案について相談した。補助参加人菊地は、本件海外視察に派遣議員として参加する予定はなかったが、本件海外視察の企画、準備、手配及び関係先との連絡調整等を行った。

小野県議、今野隆吉、相沢光哉、畠山和純、長谷川洋一、本木忠一、外崎浩子（以下「本件派遣議員ら」という。）及び寺澤正志（以下「寺澤県議」という。）は、小野県議を代表として、平成26年3月14日付で本件海外視察に係る海外行政視察申出書（以下「本件申出書」という。）を県議会議長に提出した（甲2）。同月20日、県議会において、次の内容で本件海外視察について承認の議決がされた（甲3。以下「本件派遣決定」という。）。

ア　目的



ベトナム社会主義共和国における本県企業の進出実態、現地地方政府による企業進出奨励策、工業団地・新市街地形成状況、第一次産業の実態等に関する調査

イ 場所

ベトナム社会主義共和国

ウ 期間

平成26年5月5日から平成26年5月9日まで（5日間）

エ 議員

本件派遣議員ら及び寺澤県議

(3) 本件同行視察を実施した経緯

補助参加人菊地は、本件海外視察の企画当時、他に企画されていたキューバへの海外視察に参加する予定であったため、本件海外視察には参加しない予定であった。

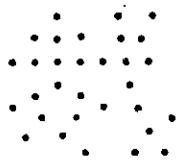
本件派遣決定の後、補助参加人菊地は、本件海外視察に同行することとし、平成26年4月7日付で作成された「県議会議員の海外渡航に伴う便宜供与について」（以下「本件便宜供与伺い」という。）には、補助参加人菊地が渡航者として記載されており、政務活動扱いで同行する予定である旨記載されている（甲4）。

(4) 寺澤県議の参加取り止め

寺澤県議は、関係諸団体総会出席のため、本件海外視察への参加を取り止めることとし、平成26年4月15日付で、議員派遣取消申出書を県議会議長宛てに提出した（甲5）。同年5月21日、議会において寺澤県議の本件海外視察への派遣が取り消された（甲6）。

(5) 本件海外視察の実施

本件派遣議員ら及び補助参加人菊地は、平成26年5月5日から同月9日までの5日間、次のアないしオの行程で本件海外視察及び本件同行視察（以



下併せて「本件視察」という。)を実施した(甲13)。

ア 同月5日に仙台を出発し、ホーチミンに到着した。同月6日、ジェトロホーチミン事務所、NECトーキンベトナム、在ホーチミン日本総領事館を訪問した。

イ 同月7日は、河北ライティングソリューションズベトナム、ドンアン第2工業団地、ビンズオーン省政府、無農薬農園、ドンアンポリテクニック学校、ドンアン第1工業団地を訪問した。なお、補助参加人菊地は、体調不良により本件派遣議員らの同日の視察に同行しなかった。

ウ 同月8日は、イオンモール・タンフーセラドンを訪問し、同月9日に帰国した。

(6) 本件海外視察に関する報告書の提出

本件派遣議員らは、平成26年8月7日付けで海外行政視察報告書を県議会議長宛てに提出した(甲14)。

(7) 本件同行視察の費用及び政務活動費の支払について

補助参加人菊地は、本件同行視察の費用として、名鉄観光サービス株式会社(以下「本件会社」という。)に対して、43万2370円を支払った(丙7の28頁)。さらに、本件同行視察に要した移動費は4544円(丙6の6頁)、駐車料金は3000円(丙6の32頁)、高速道路利用料金は2480円(940円と1540円の合計)である(丙7の35頁)ので、本件同行視察に要した費用(以下「本件同行視察費」という。)は、合計44万2394円である。

補助参加人菊地は、平成26年10月20日に政務活動費102万6430円(5月分18万6149円と7月分84万0281円の合計)を受領し、このうち44万2394円を本件同行視察費に充当した(丙5。以下「本件支出」という。)。

(8) 監査請求

原告は、平成26年11月28日、宮城県監査委員（以下「監査委員」という。）に対し、法242条1項により、本件支出について住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）をした。監査委員は、本件派遣議員らや補助参加人菊地の本件監査請求に対する意見を聴取した上で、平成27年1月26日、本件監査請求を棄却した（甲1）。

原告は、同年2月24日、本訴を提起した（顯著な事実）。

3 争点

- (1) 本件同行視察の違法性（争点1）
- (2) 政務活動費支給手続の瑕疵の有無（争点2）
- (3) 遅延損害金の起算点（争点3）
- (4) 補助参加人菊地の責任（争点4）

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（本件同行視察の違法性）について
(原告の主張)

ア 判断枠組みについて

一般に、不当利得返還請求においては、その利得に法的根拠がないことを主張するものがその立証責任を負うとされているが、法が政務活動費について使途を限定し、政務活動費に係る収支報告書の議長への提出を義務付けることで、使途の透明性を確保しようとしていること、県議会における政務活動費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）は、政務活動費の交付を受けた議員に、収支報告書、実績報告書とともに領収書等の証拠書類の議長への提出を求め（本件条例13条7項），何人も閲覧請求できるものとし（同17条2項），会派には預金通帳を備えた会計帳簿等の調製、証拠書類の支払伝票による整理等を要求し、その保管を義務付けており（同12条、17条），本件条例等は政務活動費の使途の透明性の確保という要請により重きを置いていることから、議員が整理保管を義

務付けられた書類証拠に照らし、社会通念上、県政に関する調査研究に資するため必要な支出ということができない支出は、条例等に適合しない違法な支出というべきである。また、議員が、政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき、それを裏付ける資料がなく、議員においてこれを積極的に補足する説明をしないような場合には、当該支出は使途基準に合致しない違法な支出とされる。したがって、被告側において、本件同行視察に関する政務活動費の支出が適法であることを立証する責任を負う。

仮に、上記基準に該当しないとしても、政務活動費が本件使途基準に適合しない支出に充てられたことを推認させる一般的・外形的な事実が立証されたときには、適切な反証がない限り、上記政務活動費は不当利得と判断されることになるところ、議会が海外視察に議員を派遣することを決定した場合には、その他の議員はその成果を派遣議員から得るべきものであり、これに政務活動費を用いて同行することは無駄であるから原則として許されず、使途基準に適合しない支出に充てられたことを推認させる一般的・外形的な事実に当たるから、被告において適切な反証を行うべきである。

イ 本件同行視察の違法性

(ア) 海外視察には多額の費用を要するのが通常であるから、議会として特定の議員に絞って派遣をすることは、費用の節約の意味があり、派遣議員以外の議員が同行視察をして費用を支出することはかかる趣旨を没却することであること、同一行程の視察の成果は派遣議員によりもたらされるので、同一行程で行われる同行視察は重複以外の何物でもなく、議会の権能の強化に全く結び付かないこと、派遣議員を追加する決定をすることは容易であってわざわざ政務活動費を使って同行視察をする必要性は全くないこと及び海外視察については派遣議員の氏名が明らかになっており、派遣議員は報告書の提出が義務付けられているので、報告書

の閲覧、派遣議員への質問などによりその成果の共有は容易であることから、議会による海外視察の決定には、「特定の議員を特定の場所に派遣する」という積極的意味と、「派遣される議員以外が議会で決定した派遣場所に公費で行くことは特段の事情がない限り必要でない」という消極的意味が含まれているので、同行視察そのものが使途基準に合致した政務活動費の支出がされなかつたことを推認させる一般的、外的な事実であり、同行視察を許すべき特段の事情がない限り違法になるというべきである。

(イ) 本件同行視察には、以下のとおり、同行視察を許すべき特段の事情が存在しないことは明らかである。

本件同行視察は、本件海外視察とほぼ全行程が一致している。また、補助参加人菊地は、任期中2回まで、合計90万円の範囲内とされている海外視察費と政務活動費を合算することは不可であることを議会事務局に確認し、将来の議会による海外視察の際に費用の支弁が得られるようにするため敢えて同行視察を選択したものであること、補助参加人菊地は、本件海外視察の企画立案に関与していたのであるから、本件派遣議員らと異なる視察目的がなかつたことは明らかで、実際補助参加人菊地独自の成果は何ら存在しないこと及び平成26年4月7日付けの本件便宜供与伺いには既に補助参加人菊地が渡航者として記載されており、補助参加人菊地には最初から同行視察を行う意向があったといえることから、補助参加人菊地が同行視察を行つたことにつき、90万円の海外視察費の温存以外の理由はない。

さらに、本件派遣決定に補助参加人菊地は賛成しており、自身が派遣されないことを議会において認めていたにもかかわらず、同行視察をすることは背理であり、他の議員を信用していない。

以上より、本件同行視察を許すような特段の事情はなく、本件同行視

察は違法である。

(被告の主張)

ア 議会による海外視察の決定と政務活動費の支出

議会による海外視察の決定と、海外視察を含む調査研究のための政務活動費の支出とは、根拠規定を異にする全く別個の法制度に基づくものであり、それぞれ独立して、必要性や要件の判断が行われるべきものであるから、一方の制度趣旨の解釈によって他方の制度に基づく支出の要件該当性の判断が影響を受けるということはあり得ない。

イ 原告の主張に対する反論

議会による海外視察の決定は、派遣の目的、場所、期間その他の事項が、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査等の目的に沿うものであるかどうかの観点から判断されるものであり、費用節約の観点のみからその人数が決められているわけではない。他方、政務活動費は、各会派に対して、議員1人当たり月額35万円という支給基準に従って交付されるものであり、それが政務活動としての実質を備える経費について支出されるものである限り、政務活動費の使途は、各会派とその所属議員の合理的な裁量に委ねられるものである。

また、同一の対象を視察したとしても、そこから受ける印象や発想、さらにそれを県にフィードバックする際の着眼点やアイディアなどは、議員個々人が自己の経験や知見と組み合わせることによって異なり得るものであるから、同一行程の視察が重複であるとはいはず、報告書等により成果の共有が可能であるから許されないともいえない。

さらに、派遣議員の変更手続は容易とはいはず、再度の手続が必要である。仮に、原告の主張するように、議会の海外視察の決定に、派遣される議員以外の議員が議会で決定した派遣場所に公費で行くことは特段の事情がない限り必要でないという意味が含まれているとすれば、その変更には

厳密な手続が要求されるはずであるから、原告の主張は論理性を欠いてい
る。

ウ 本件同行視察における政務活動費の支出の適法性

補助参加人らの主張と同旨である。

(補助参加人らの主張)

ア 政務活動費の使途については、法の趣旨に反しない限り、条例の定めに委ねられている。本件条例においては、政務活動費を調査研究活動に要する経費に充てることができるものとしているところ、本件同行視察は、本件条例2条で定める調査研究に当たり、その経費に政務活動費を充てることができる。

政務活動費の支出による海外視察は、公務による海外派遣と比べて、会派又は議員の一層広範な裁量権が及ぶと考えられ、その調査対象の選定、調査方法、内容につき、議員としての調査研究の範囲を逸脱しない限り、議員のある程度自由な裁量に委ねられており、かかる裁量の範囲を逸脱するか裁量権の濫用がある場合には、政務活動費の支出は違法又は法律上の原因がないと解されている。

イ そもそも、本件海外視察は、平成25年5月のベトナム計画投資省による「ベトナム投資セミナー」、9月のベトナムビンズオン省来県団との意見交換、10月のベトナム経済セミナー「宮城県中小企業の海外展開戦略について」等の一連の活動をベースにして、県議会商工議連（以下単に「商工議連」という。）の小野県議によって発案されたものであり、補助参加人菊地は、商工議連の幹事長として、小野県議から本件海外視察の企画立案の相談を受けた。補助参加人菊地は、当時キューバへの調査視察に参加する予定であったが、議会事務局に確認したところ、海外視察費と政務活動費を合算して調査視察を行うことは不可であると回答があったことから、本件海外視察の企画、準備、手配及び関係先との連絡調整等の諸準備を行

うものの、視察に参加する予定はなかった。

補助参加人菊地は、本件海外視察の準備や商工議連の活動に関わる中で、本件海外視察には当初の想像以上に意義があることを確信して、同一の行程による調査を希望し、議会事務局にも確認の上、政務活動費により視察調査を行うことに問題はないとの判断で本件同行視察をすることになったのであり、合理的な理由が認められる。また、同行視察の具体的な調査目的としても、海外へのビジネス展開が県の復興計画に位置付けられており、議員としての政策提言等のために実情を把握することや、震災で販路が縮小している県産海産物の販路開拓のため進出企業の現地調査をすることなど、県の復旧・復興に寄与できる視察調査となっており、調査目的は県政との関連があり合理的で必要性がある。また、調査内容についても調査目的との合理的関連性が認められる。

よって、本件同行視察に係る政務活動費の交付に裁量の範囲の逸脱又は濫用があったとは到底認められず、何ら違法とはいえない。

(2) 争点2（政務活動費支給手続の瑕疵の有無）について

（原告の主張）

ア 政務活動費は補助金であるところ、その支給の手続は「政務活動費の手引」（甲15。以下「本件手引」という。）によって決定されている。通常の補助金支給に当たっては、補助金申請の期限等が厳格に定められ、それを逸脱すれば補助金は交付されないのであるから、議会自らが定めた支給手続に会派・議員が従わなかった場合は、当該申請手続は違法であり、政務活動費の交付を受けることはできないというべきである。

毎月の政務活動費の支出額については、翌月の末日までに取りまとめて会派の政務活動費経理責任者（以下単に「経理責任者」という。）へ提出するものとされているところ、本件海外視察は、平成26年5月に実施されたにもかかわらず、補助参加人菊地は、同年10月10日になって支出

報告書を提出しており、本件手引に定めた手続に違反していることは明らかであるから、補助参加人菊地に対して政務活動費が支給されたこと及び本件支出は違法である。

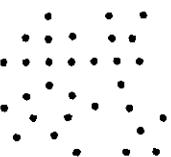
イ また、政務活動費の支出に係る審査は、経理責任者と幹事長が二重に行なうことが前提になっているが、これは政務活動費の支出の適正を確保するためであるから、経理責任者や幹事長自身の支出については、これらの者以外の者が審査すべきであるにもかかわらず、本件同行視察に係る政務活動費の支出については、当時幹事長であった中山耕一議員（以下「中山県議」という。）による審査しか行われていなかった。また、中山県議は、マラソンのエントリー料を適正な政務活動費であると述べるなど、およそ本件手引を理解していたとはいえず、審査をする適性がないというべきである。よって、本件同行視察に係る政務活動費の支出については、審査をする適性がない者による審査が1回行われただけであるから、支給手続に瑕疵があることは明らかである。

（被告及び補助参加人の主張）

ア 本件手引は、政務活動費の交付事務に係る運用実務上、県議が遵守すべき事項を記載しているものであるが、本件手引に記載している支出額の報告の期限については、専ら交付事務の手続の便を勘案して規定しているものであることから、当該期限を超過した支出について、政務活動費の充当を全く認めないと強い効果を付与する趣旨ではない。

イ 本件手引において、政務活動費の支出については、経理責任者と幹事長が審査基準に基づいて審査を行うことが求められているものの、これらの者自身の支出についてはその他の者が審査すべきであるなどとする具体的規定や現実的な必要性は全くない。

また、政務活動費に関する条例、要綱、手引等のいずれにおいても、経理責任者や幹事長が書類を審査するに当たり、原告が主張するような適性



の具備を求める規定は存在しない。

(3) 争点 3（遅延損害金の起算点）について

(原告の主張)

本件条例 16 条 3 項は、会派又は無会派議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額を返還しなければならないとしている。また、同 13 条によれば、各会派は、年度終了日の翌日から起算して 30 日以内に収支報告書を議長に提出するとしているから、どんなに遅くとも年度終了日の翌日から起算して 30 日以内に、残余額を返還する義務を負うと解すべきであり、年度終了日の翌日から起算して 30 日を経過した日以降は、遅延損害金を支払う義務を負う。

平成 26 年度の会期末は、平成 27 年 3 月 31 日であるから、補助参加人は、平成 27 年 5 月 1 日から遅延損害金を支払う義務を負う。

(4) 争点 4（補助参加人菊地の責任）について

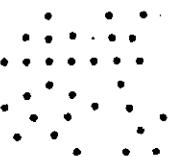
(原告の主張)

ア 共同不法行為

本件同行視察に関する政務活動費の支出は、法 100 条 14 項に違反し違法であって、当該政務活動費の支出は、補助参加人菊地が申請し、補助参加人県民会議が違法であることを認識しつつ申請を認めて行ったのであるから、共同不法行為である。

また、本件同行視察に関する政務活動費の支出は、本件手引に違背した支出行為であり、法 100 条 14 項に違反し違法になるところ、当該政務活動費の支出は、補助参加人菊地が申請し、補助参加人県民会議が違法であることを認識しつつ申請を認めて行ったのであるから、共同不法行為である。

イ 本件条例に基づく責任



本件条例 16 条 3 項及び 5 項により、政務活動費の返還について、会派とその所属議員は、連帯責任を負っている。本件では、本件同行視察に関する費用は政務活動費から支出されており、当該支出は法 100 条 14 項に反して許されないのであるから、補助参加人県民会議は本件海外視察に関する費用を被告に返還する義務を負い、その所属議員であった補助参加人菊地は、連帯して返還する義務を負う。

(被告の主張)

県は、政務活動費の交付先を会派又は会派に属しない議員としており、補助参加人菊地は自由民主党・県民会議に所属する議員であるから政務活動費の交付対象になっておらず、仮に県が政務活動費の返還を求め得る事案であったとしても、その相手先は会派のみである。

なお、原告が主張する本件条例 16 条 3 項及び 5 項を根拠とする補助参加人菊地に対する請求は、不法行為に基づく損害賠償請求権及び不当利得に基づく返還請求権とは訴訟物を異にする別個の法律関係である。

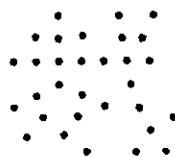
第 3 当裁判所の判断

1 事実認定

前記第 2 の 2 の前提事実に証拠（甲 2, 3, 5, 6, 14, 15, 乙 1, 3, 丙 2, 5 ~ 9, 証人菊地, 証人中山）及び弁論の全趣旨を併せれば、次の事実を認めることができる。

(1) 議会による海外視察の決定と政務活動費の支出

法 100 条 13 項は、議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができると定めている。これを受け、宮城県議会会議規則では、130 条 1 項において、法 100 条 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定することとし、ただし緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決

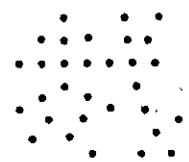


定することができる旨定めている。上記会議規則 130 条 2 項は、1 項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならないとしている。

また、法 100 条 14 項は、地方公共団体は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会の会派又は議員に対して政務活動費を交付することができる旨定め、この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額、及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定めなければならないとしている。これを受け、本件条例 2 条では、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付するものとし、別表（第 2 条関係）において、政務活動費を充てることができる経費として、調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費の 10 項目を挙げている。このうち、調査研究費の内容は、会派又は議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費とされている。本件手引においては、調査研究費の具体例として「① 県内外における現地調査・視察（海外調査を含む）」が挙げられている（甲 15 の 8 頁）。また、調査研究費の主な例として、資料印刷費、委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等が挙げられている（甲 15 の 4 頁）。交通費への充当は、タクシー、駐車料金、航空機、有料道路料金について実費充当とされており（甲 15 の 10 頁），宿泊費は費用弁償の規定（県議会議員の議員報酬等に関する条例 6 条）を準用して旅費を計算した場合、定額まで充当できるとされている（甲 15 の 11 頁）。

(2) 本件派遣決定に至る経緯

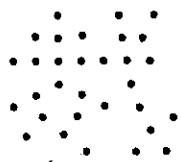
商工議連の会長である小野県議は、平成 25 年 5 月に行われたベトナム計画投資省による「ベトナム投資セミナー」、同年 9 月のベトナムビンズオン



省来県団との意見交換、同年10月のベトナム経済セミナー「宮城県中小企業の海外展開戦略について」等の一連の活動をもとに、ビンズオン省関係者から現地訪問の招聘を受けたこと也有り、本件海外視察を発案した。小野県議は、当時商工議連の幹事長であった補助参加人菊地に、本件海外視察について企画立案するよう指示した（丙9の1頁、証人菊地1頁）。補助参加人菊地は、NECトーキンの担当役員への視察依頼及び事前研修の依頼と実施、NECトーキンベトナムの代表者との連絡調整、河北ライティングソリューションズ現地担当者への視察依頼及び連絡調整、国会議員事務所及び県担当職員を通じた、在ホーチミン日本総領事館への調査依頼及び連絡調整、県庁を通じた外務省への県議会議員海外渡航に伴う便宜供与の依頼、イオンモール本社会長への視察依頼及び現地イオンモール・タンフーセラドン担当役員との連絡調整、ユアテック株式会社ベトナム現地法人社長との連絡調整、宮城県国際化協会の協力による、ベトナムから宮城県内の大学へ留学している学生との現地情報収集及び意見交換の企画と実施、県担当職員を講師とした事前研修としての勉強会の企画と実施、視察調査団派遣に係る議長に提出する各種書類の作成と申出、視察訪問先へのお土産の手配と購入等の準備を行った（丙9の2頁）。

補助参加人菊地は、平成26年3月14日付で本件申出書を作成し、県議会議長に提出した（甲2、証人菊地5頁）。本件申出書において、調査目的は、県内産業政策と企業の海外進出推進に資するためとされており、具体的な調査事項は、「1）産業政策としての工業の海外進出の実情と県内への波及効果について」、「2）現地地方政府の海外からの進出企業に対する奨励策について」、「3）現地における工業団地を含む新市街地形成状況について」、「4）第二次産業の発展を目指す地域における第一次産業の実情について」とされている（甲2）。

平成26年3月20日、県議会において、本件派遣決定がされた。本件派



遣決定において、本件視察の目的は、ベトナム社会主義共和国における本件企業の進出実態、現地地方政府による企業進出奨励策、工業団地・新市街地形成状況、第一次産業の実態等に関する調査とされ、派遣される議員は、本件派遣議員ら及び寺澤県議とされていた（甲3）。

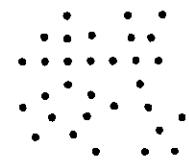
(3) 本件同行視察に至る経緯

ア 補助参加人菊地は、小野県議から本件海外視察の企画立案を指示された当時、キューバへの海外視察に参加する予定であったことから、本件海外視察に参加する予定はなかった（証人菊地1頁）。

補助参加人菊地は、本件申出書提出後、議会事務局に対し、海外視察の費用と政務活動費を合算して海外視察を行うことができるかどうかを確認したところ、議会事務局は、これらを合算して視察を行うことは不可であると回答した（証人菊地7頁）。

イ 同時期に、商工議連においては、沿岸部の津波被災地の直接的な復興だけでなく、内陸部の地元企業や立地企業による産業復興が、県全体の経済復興に必要な県政課題であるとの観点から、津波の被害こそなかつたものの、地震では最も大きな被害を受けた大崎市で操業を続けている2社の企業の被災と復旧状況の視察調査を企画しており、補助参加人菊地はその準備を行っていた。実際に、補助参加人菊地と商工議連の会員は、平成26年5月2日、アルプス電気株式会社とYKKAP株式会社を訪問し、それぞれ担当の役員から詳細な説明を受け、工場等の現地を視察した（丙9の3頁）。

補助参加人菊地は、上記活動を通じて地元で生産するものづくり企業の現況とその課題を調査する一方、本件海外視察の準備においては企業が海外に進出する意義と実際の状況について様々な情報を得て、県の工業振興という観点からも、県内での生産と海外に進出しての生産がお互いに関連しながら、さらに県の産業復興に大きく寄与できる反面、課題もあると認



識した（丙9の3頁）。

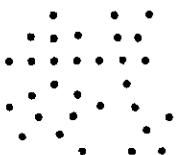
ウ また、補助参加人菊地は、本件申出書提出前に、海外への生産現場の移転について、安い労働力を求めるここと目的としているのではなく、海外で生産する方が有利な製品もあれば、国内で生産する方が有利な製品もあること、ベトナムには真面目な国民性と豊富な労働力があり、県において労働力としても受け入れることが可能であること、大規模工場でなくとも海外に進出するメリットは十分にあること等を知り、震災からの復興を目指す県の産業界において、ものづくり産業は極めて重要な取組みである上、東南アジアの販路を開拓する計画が県のみやぎ国際戦略プラン（第3期）に明確に位置づけられている（乙3）ところ、これらの実情を把握することは県議として産業振興策等の政策提言を行う上で極めて有効であると判断した（丙9の3頁、証人菊地3、13頁）。

補助参加人菊地は、平成26年3月14日から4月6日までの間に、NECトーキンの日本法人の社長に会って、NECトーキンがベトナムに進出した理由や現在の状況について話を聞いた（証人菊地14～15頁）。

エ 補助参加人菊地は、平成26年4月2日から同月6日頃までの間に、政務活動として本件海外視察に同行して同一日程での視察を行うことを決め、同月3日から同月6日頃までの間に、本件会社に対し本件同行視察の見積りを依頼した（補助参加人菊地11頁）。

補助参加人菊地は、本件海外視察に同行することを決めた後、同人の地元のベトナム進出を考えている中小企業から相談を受け、そのためのノウハウや行政等関係機関の支援状況や現地情報を得るために、ジェトロホーチミン事務所と在ホーチミン日本総領事館への調査が欠かせないものと考えた。また、イオンモールも視察する必要があると考え、イオンモール側と交渉し、視察を行うことになった（丙9の3～4頁、証人菊地13頁）。

(4) 寺澤県議の参加取止め



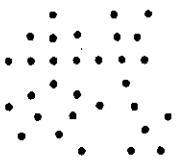
寺澤県議は、関係諸団体総会出席のため、本件海外視察への参加を取り止めることし、平成26年4月15日付けで、議員派遣取消申出書を県議会議長宛てに提出し、同年5月21日、議会において寺澤県議の本件海外視察への派遣が取り消された（甲5、6）。補助参加人菊地は、寺澤県議の参加取止めについて、事前に相談を受けておらず、見積書を作り直すこともしていない（証人菊地10、12頁）。

(5) 本件視察の実施

本件派遣議員ら及び補助参加人菊地は、平成26年5月5日に仙台を出発し、同月9日にかけて本件海外視察及び本件同行視察を実施した。本件派遣議員ら及び補助参加人菊地は、ベトナムのホーチミンに到着後、同月6日午前10時から午前11時15分まで、ジェトロホーチミン事務所を訪問し、所長の安栖宏隆からベトナム経済の概況や、ベトナムへの投資のメリット、日本企業のベトナム進出にあたっての支援状況等について説明を受けた。同日午後2時から午後3時40分までロテコ工業団地に所在するNECトーキンベトナムを訪問し、社長の佐藤雅彦から、ロテコ工業団地の概要、会社としての今後の取組み、製造業における現地化の狙いやメリット、ベトナム人の常識・国民性・気質とリスク等について説明を受けた（甲14）。また、補助参加人菊地は、人事交流の観点から、人材の活用の仕方等について質問をした（証人菊地26～27頁）。本件派遣議員ら及び補助参加人菊地は、同日午後4時40分から午後5時まで，在ホーチミン日本総領事館を訪問し、総領事、首席領事及び領事から、ベトナムと日本の関係、ベトナムの市場体制・政治体制、ベトナムの課題等について説明を受けた。

補助参加人菊地は、同月7日、体調不良により本件派遣議員らの視察に同行しなかった。

補助参加人菊地らは、同月8日午前10時からイオンモール・タンフーセラドン（ホーチミン1号店）を訪問し、水産加工品の販売状況、水産物への

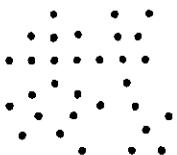


消費性向、海外進出の可能性等について説明を受け、同日午前 11 時から店内を視察した（甲 14）。また、補助参加人菊地は、水産物以外の県產品を受け入れる可能性があるか、ベトナムの国民がどんなものを好み、どんなものを食べたがっているか、日本のどこに興味を持っているか等について話を聞いた（証人菊地 27 頁）。

(6) 本件視察後の活動

ア 本件視察後、本件派遣議員らと補助参加人菊地は、本件視察をもとにし、日越（ベトナム）交流宮城県議会議員連盟（以下「日越議連」という。）を発足させ、平成 27 年 4 月 7 日、日越議連の会員らは、駐日ベトナム社会主義共和国大使館を訪れて、当時のドアン・スアン・フン特命全権大使と本件視察による成果及び今後の方針について意見交換を行った。また、同会員らは、平成 28 年 2 月 19 日、再び同大使館を訪問し、新任のグエン・クオック・クオン特命全権大使からタイビン省と県の交流の実現に向けての要望を受け、同年 8 月 8 日、タイビン省人民委員会副委員長等が来県し、今後の県とタイビン省との交流について具体的な調整を行っていくこととなった（丙 9 の 4 頁、証人菊地 18 頁）。

イ また、県は、平成 27 年 10 月 28 日から平成 28 年 3 月 10 日まで、ベトナム・ハノイ市のイオンモールロンビエンにおいてベトナム宮城県產品マーケティング支援事業を実施し、同年 8 月 26 日から平成 29 年 3 月 12 日まで、ホーチミン市のイオンモールビンタンにおいて、テストマーケティングやフォローアップ事業、宮城県產品試食商談会を実施した。平成 27 年度と 28 年度には、ベトナム・ハノイ市及びホーチミン市に県からベトナムに進出しようとする企業に対してアドバイスをする宮城県ベトナム等ビジネスアドバイザリーデスクを設置して、ベトナム等での事業展開に係る各種相談や現地における販路開拓及び進出準備等の支援事業を実施した。さらに、県へのベトナムメディア招聘事業も予定されている（丙



9の4～5頁，証人菊地3～4頁）。

補助参加人菊地は、本件同行視察の後、ベトナムで学んだことを県政及び県民の福祉のために役立てたいと考え、経済商工観光委員会への所属を希望し、同委員会の副委員長及び委員長を務め、県の執行部に対して上記各事業に関して働きかけた（証人菊地3，28～29頁）。

(7) 政務活動費の支出について

本件条例において、政務活動費は、議会の会派又は会派に所属しない議員に対して交付されることとなっており（本件条例3条），会派に対する交付額は、月額35万円に月の初日における会派の所属議員数を乗じて得た額である（同4条）。会派の代表者及び無会派議員は、上半期分について4月20日まで、下半期分について10月5日までに請求書を提出することとされている（同10条）。

県が政務活動費の交付実務について定めた本件手引において、会派における政務活動費交付事務の流れとして、会派の所属議員は、「平成 年 月分 支出報告書」（宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（以下「本件条例施行規程」という。）様式第11号の2）により、毎月の政務活動費の支出額を取りまとめ、翌月の末日までに会派の経理責任者へ提出するものとするとされている。また、会派の経理責任者及び幹事長は、所属議員から提出を受けた書類について、審査基準に基づき審査を行い、その内容が適当であると認めた場合は、速やかに当該議員に対して支出額と同額の政務活動費として交付するものとされている（甲15の37頁）。なお、法、本件条例及び本件条例施行規程には、会派の所属議員が毎月の政務活動費を翌月の末日までに提出すべきである旨定めた規定はない。

補助参加人県民会議においては、各議員より提出される政務活動費の月別支出報告書、政務活動実績報告書（政務活動記録簿）、支払証明書、領収書その他の証拠書類（以下併せて「支出報告書等」という。）は、まず、会派

で雇用している事務職員が、計算上のミスや記載上のミスがないかをチェックし、領収書等の添付書類を確認した上で、支出報告書と計上額の齟齬がないかを確認する。次に、経理責任者である事務局長が上記の点に加えてそれぞれの活動内容が政務活動としてふさわしいか、妥当な金額を請求しているかを審査し、最後に幹事長が、事務局長が領収書等を全て確認したことを前提に総合的な審査を行い、疑問点がないか、不明な点を確認したか等を確認する（丙8の1頁、証人中山1頁）。

(8) 本件支出の経緯

補助参加人菊地は、平成26年10月10日頃、同年5月ないし7月分の支出報告書等（以下「本件支出報告書」という。）を提出し、補助参加人県民会議の事務職員、当時の事務局長であった補助参加人菊地、そして当時の幹事長であった中山県議が審査を行った。中山県議は、本件支出報告書は、事務局長本人が提出したものであるから、事務局長が通常実施する方法によって審査を行い、領収書を全て確認して同年10月20日の前までに確認を終えた（証人菊地22頁、証人中山1、3～4頁）。

補助参加人菊地は、本件同行視察費44万2394円のうち、支出当日に領収書を入手した自宅から仙台空港までの移動費4544円及び駐車料金3000円は、5月分の政務活動費として本件支出報告書に記載した。また、本件会社に対して支払った43万2370円については同年7月に請求書が届いて同月25日に支払をしたため、高速道路利用料金2480円についてはクレジットカードを利用して支払ったところ支払日が同月2日であったため、7月分の政務活動費として本件支出報告書に記載した（丙6の6、32頁、7の28、35頁、8の2頁、前提事実）。なお、本件会社に対して支払った43万2370円の内訳は、航空券代24万円、空港施設利用料4010円、燃油追加代金1万4000円、航空保険360円、平成26年5月5日、6日、8日分の交通費合計12万3000円、宿泊費5万1000円

(1万7000円×3日分)である(丙2)。

平成26年10月20日、5月分の政務活動費として上記移動費及び交通費を含む18万6149円、7月分の政務活動費として上記本件会社への支払額及び高速道路利用料金を含む84万0281円が補助参加人菊地に対して支払われた(丙5)。補助参加人菊地は、このうち44万2394円を、本件同行視察費に充当した(前提事実)。

(9) みやぎ国際戦略プラン

県が作成した平成26年3月の宮城国際戦略プラン(第3期)によれば、県は、「富県宮城」の実現を目指し、震災等による販路喪失と売上低迷からの回復を目的とした新たな販路開拓と取引拡大により、復興を加速し、外資系企業誘致等による新規雇用創出を実現し、県の復興状況や風評払拭のための取組みを積極的にPRするため、国外への販路開拓・拡大、外資系企業誘致を行うこととしている。この中で、東南アジア販路開拓プロジェクトを企画し、現地の情報収集に努め、様々な機会を捉え各國政府や地方政府、関係機関等との連携を深め、現地とのネットワークを構築し、東南アジアでの販路開拓や進出に取り組む県内企業を個別に支援するほか、県内企業と現地企業とのマッチング機会の創出を検討することとしている。そして、役割分担と連携を定めており、県は、東南アジア政府、関係機関等との関係構築及び販路開拓支援事業の実施を行う役割を担っている(乙3)。

2 検討

(1) 争点1(本件同行視察の違法性)について

ア 判断の枠組みについて

(ア) 法100条14項は、地方公共団体は、条例の定めるところにより、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することができるものと定めており、その趣旨は地方公共団体の議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充

実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化するところにある。そして、同項は、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定めることとしているが、これは、各地方自治体の実情に応じた運用を図るべく、条例等にその具体化を委ねることとしたものと解される。

そうすると、政務活動費に係る支出の適否は、上記法の趣旨に反しない限り、各地方公共団体における条例等の定めるところに従うべきであり、条例等における使途に係る定めが上記法の趣旨に則って定められているときには、それらの定めに基づいて政務活動費に係る支出の適否を判断するのが相当であるというべきである。

(イ) 本件条例は、法100条14項から16項の規定を受けて、政務活動費の交付に必要な事項を定めており（1条）、本件条例2条は、政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する旨規定し、本件条例別表（第2条関係）は、政務活動費を充てができる経費として、会派又は議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費である調査研究費等を挙げているところ、本件支出の適否の判断は、同支出が本件条例の定める使途に合致するか否かに基づいて判断するのが相当であり、調査研究又は調査委託のための必要性が認められない支出は、本件条例に反するものとして違法になるというべきである。

そして、県議会が作成した本件手引は、法規範性を有するものではないが、本件条例及び本件条例施行規程を踏まえて政務活動交付の実務に

ついてまとめたものであり、県における政務活動費の支出は本件手引に従って運用されていたのであるから、本件条例の定める使途の趣旨や具体的内容を推知させるものとして、本件条例の定める使途への適合性判断に当たって参考にされるべきものである。

(ウ) 前記(イ)のとおり、政務活動費は、調査研究及び調査委託のために必要な支出でなければならないが、議員の調査研究活動は県政全般に及び、その調査研究の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、調査研究活動の手段方法及び内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自立性を尊重すべき要請も存在することから、いかなる手段方法によりいかなる調査研究活動を行うかは、議員の広範な裁量的判断に委ねられている側面があることは否定できないが、その裁量にはおのずから一定の限界があるというべきであり、当該支出について調査研究活動と県政との関連性を慎重に検討した結果、同支出に係る議員の判断に合理性があるということができる場合には、同支出につき調査研究のための必要性を認めることができず、本件条例に合致しないものとして違法になるものと解するのが相当である。

(エ) 原告は、法及び本件条例等によって、政務活動費の使途を限定し、その透明性を確保しようとしているから、議員が整理保管を義務付けられた証拠書類に照らし、社会通念上、県政に関する調査研究に資するため必要な支出ということができない支出は、条例等に適合しない違法な支出というべきであり、また、議員が政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき、それを裏付ける資料がなく、議員においてこれを積極的に補足する説明をしないような場合には、当該議員は、当該支出が本件条例の定める使途に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないから、被告において、政務活動費の支出が適法であることを主張立証する責任があると主張する。しかし、法及び本件条例等が政

務活動費の使途について透明性を確保しようとしているとしても、そのことから直ちに政務活動費の支出が適法であることについて被告に主張立証責任があるということはできないから、原告の主張は採用できない。

(オ) また、原告は、本件条例等が使途の透明性を重視していることや、不当利得返還請求訴訟における立証責任の分担の一般論と同様に、政務活動費が本件条例の定める使途に適合しない支出に充てられたことを推認させる一般的・外形的な事実が立証されたときには、適切な反証がない限り、上記政務活動費は不当利得と判断されることになるとし、議会による海外視察の決定があった場合には、派遣される議員以外の議員が議会で決定した派遣場所に公費で行くことは特段の事情がない限り必要でないという意味が含まれているので、派遣議員以外の議員が同一行程で視察を行うこと自体が本件条例に合致した政務活動費の支出がされなかつたことを推認させる一般的、外形的な事実であると主張する。

しかしながら、本件において原告が返還を求める政務活動費の支出は、本件条例2条別表の調査研究（海外視察）の経費として支出されたものであることは明らかであるから、原告が本件支出について調査研究のための必要性に欠けるものであることをうかがわせる具体的な事実について主張立証する責任があり、これが認められる場合において、被告が調査研究のための必要性について適切な反証を行わないときは、違法な支出であると判断するのが相当である。そして、後記のとおり、派遣議員以外の議員が同一行程で視察を行うことによる政務活動費の支出が違法であるとはいはず、同行視察であることが使途に合致しない支出であることを推認させる一般的、外形的な事実であるともいえない。

イ 本件支出に係る判断の合理性

(ア) 同行視察の違法性

- a 前記認定事実のとおり、議会派遣による海外視察は、法100条13項に基づく制度であり、調査研究のための政務活動費の支出は、法100条14項及びこれを受け定められた本件条例2条に基づくものであるから、両制度は、法によって併存が認められており、根拠規定が異なる別個の制度である。また、議会による海外視察の決定が、議案の審査又は県の事務に関する調査等を行って、普通地方公共団体の議会が、議決機関としてその機能を適切に果たせるようにすることを目的としているのに対し、調査研究のための政務活動費の支出は、地方公共団体の議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることを目的としているから、両制度は趣旨においても異なっている。
- b 原告は、議会による海外視察の決定は、派遣議員を絞ることで費用を節約する意味があるから、派遣議員以外の議員が同行視察をして費用を支出することはかかる趣旨を没却すると主張するが、前記のとおり、両制度は根拠規定及び趣旨が異なる制度であって、仮に議会による海外視察の決定をすることによって費用を節約するという意味があるとしても、それはあくまでも海外視察費の節約にとどまり、それを超えて議員の調査研究活動の基盤を充実させるための政務活動費の支出をも抑制しようとしているとは認められない。
- c また、原告は、同一行程の視察の成果は派遣議員によりもたらされる又は共有することが容易であるので、同行視察は重複以外の何物でもなく、議会の権能の強化に全く結び付かないと主張するが、議員はそれぞれ異なる経験や見識を有しているところ、同一行程の視察を行ったとしても視察の成果が全く同一であるとは考え難い。
- d さらに、原告は、議会による海外視察の決定において、派遣議員を追加する決定をすることは容易であって、わざわざ政務活動費を使つ

て同行視察する必要性は全くないと主張するが、派遣議員を追加する決定をすることが容易であると認めるに足りる証拠はなく、また、仮に容易であるとしても、県政に係る調査研究活動等との関連性が肯定される限り、議員の判断によって調査を行い、政務活動費を支出することは許されるというべきである。

e よって、同行視察に係る政務活動費の支出が本件条例等の定める用途に合致しないものであるとはいはず、違法であるとは認められない。

(イ) 本件同行視察について

a 前記認定のとおり、補助参加人菊地は、商工議連との活動や本件海外視察の準備をする過程で本件同行視察を決意し、本件派遣議員らとともに、ジェトロホーチミン事務所、NECトーキンベトナム、在ホーチミン日本総領事館、イオンモール・タンフーセラドンを訪問し、日系企業のベトナムへの進出状況や進出に当たっての支援状況、ベトナムで事業展開している日本の中小企業が抱えているビジネス上の諸問題や課題、ベトナムの政治体制や経済体制、水産物の消費性向等を調査した。また、補助参加人菊地は、商工業及び観光の観点から、NECトーキンベトナムでは人材の活用の仕方を質問し、イオンモール・タンフーセラドンの担当者に対して水産物以外の県産品の販路拡大という視点から、ベトナムの国民がどんなものを好み、どんなものを食べたがっているか、日本のどこに興味を持っているか等を質問しており、ベトナムへの県内企業の進出や県産品の販路開拓等について調査を行ったことが認められる。

原告は、補助参加人菊地の証言について、本件同行視察を突然決意するのは不自然であり、本件同行視察を行うに当たっては合理的理由が存在しなければならないが、上記決意に当たって合理的理由がなく、徐々に本件海外視察の有用性に気付いた旨の証言は信用できないと

主張するが、商工議連の活動や本件海外視察の準備を行っていた補助参加人菊地が、これらを通じてベトナムにおける視察の有用性に気付いて本件同行視察を行うことにしたという供述が特に不自然であるとはいえない。

- b そして、前記認定のとおり、県は、平成26年3月当時、県内企業の国外への販路開拓・拡大及び外資系企業の誘致を目指す中で東南アジアへの販路開拓プロジェクトを企画しており、東南アジア各国の現地の情報を収集し、各国政府や地方政府等との連携を深めたり、東南アジアでの販路開拓や進出に取り組む県内企業を個別に支援したりする方針を取っているから、東南アジアの国であるベトナムにおいて、ベトナムへの県内企業の進出や県産品の販路開拓等について調査をすることは、県政に係る調査研究活動との関連性が認められる。
- c 本件支出の内容は、前記認定のとおり、交通費及び宿泊費であり、本件手引における政務活動費を充てることができる調査研究費の範囲に含まれていると認められる。
- d 原告は、本件同行視察が本件海外視察とほぼ全行程が一致していること、補助参加人菊地が海外視察費90万円を温存したこと、本件派遣決定に当たり、補助参加人菊地が賛成したことを理由に本件同行視察が本件条例等の定める使途に合致しないと主張するが、本件同行視察に県政に係る調査研究との関連性が認められる以上、本件同行視察に係る支出が本件条例等の定める使途に合致しないものであるとはいはず、違法であるとはいえない。

また、原告は、本件同行視察による補助参加人菊地独自の成果が存在しないと主張するが、そもそも、本件支出が本件条例等の定める使途に合致している限り、政務活動の結果と県政における具体的な施策が直ちに結び付かなければならないというものではないし、補助参加

人菊地は、本件同行視察後、日越議連を発足して特命全権大使と意見を交換する等し、さらに経済商工観光会議の副委員長及び委員長を務め、県によるベトナムへの販路開拓及び県内企業進出に向けた活動の実施について県への働きかけを行っており、補助参加人菊地独自の成果が存在しないとはいえないから、原告の主張は採用できない。

(ウ) よって、本件支出に係る補助参加人菊地の判断には合理性があり、調査研究のための必要性も認められるから、本件支出が本件条例等に合致しないものであるとはいはず、違法な政務活動費の充当であるとはいえない。

(2) 争点2（政務活動費支給手続の瑕疵の有無）について

ア 原告は、本件同行視察が実施されたのは平成26年5月であるにもかかわらず、本件同行視察費に係る政務活動費について、補助参加人菊地は、同年10月10日に本件支出報告書を提出しており、本件手引の期限を徒過したにもかかわらず本件支出が行われたことは違法であると主張する。

しかし、前記認定のとおり、確かに、本件手引においては、政務活動費の支出額について、会派の所属議員は支出報告書を翌月の末日までに会派の政務活動費経理責任者へ提出するものとされているが、本件条例及び本件条例施行規程にはかかる定めがなく、本件手引においても支出報告書が期限までに提出されなかつた場合には政務活動費の支出を認めないと記載は存在しないこと及び無会派議員については同旨の期限を定める旨の記載がないことを踏まえれば、上記期限は会派の事務処理の便宜のために定められたものにすぎないと解され、同期限を徒過した場合に直ちに政務活動費の支出が違法になると認めるべき根拠がない。

イ また、原告は、本件手引において、政務活動費の支出の審査は、経理責任者と幹事長が二重に行うこととされているが、これは支出の適正を確保するためであるから、経理責任者や幹事長自身の支出については他の者が

審査すべきであるし、中山県議はマラソンのエントリー料を適正な政務活動費であると述べるなど審査をする適性を欠いているから、政務活動費の支給手続に瑕疵があると主張する。

しかし、本件条例及び本件条例施行規則に定めがないことはもとより、本件手引においても、経理責任者や幹事長自身の支出について他の者による審査を要求する記載はなく、支出を行った者の区別なく、経理責任者と幹事長の審査を行うものとしていること及び幹事長に審査の適性を要求する記載もないことに照らせば、経理責任者及び幹事長の審査がなされていれば、本件手引に合致した手続を行ったといえ、補助参加人菊地に対する政務活動費の支給手続に瑕疵があるとは認められない。

よって、原告の主張は採用できない。

(3) 争点3及び4について

以上より、本件同行視察に係る政務活動費の支出には違法性が認められず、また支給手続にも瑕疵が認められないことから、本件同行視察が違法であること及び支給手続に瑕疵があることを前提とする争点3及び4について検討するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がない。

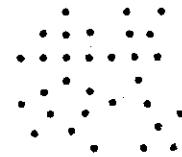
第4 結論

以上の次第で、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、本文のとおり判決する。

仙台地方裁判所第2民事部

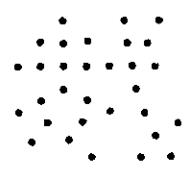
裁判長裁判官 高 取 真理子

裁判官 宮 崎 裕季子



裁判官内田哲也は転補のため署名押印をすることができない。

裁判長裁判官 高 取 真理子



別紙 1

当事者目録

仙台市青葉区中央4丁目3-28朝市ビル4階

原	仙	台	市	民	オ	ン	ブ	ズ	マ	ン
同	田	山	葉	腰	寺	守	上	橋	田	大
同	原	島	千	富	小	甫	石	高	前	忠
同	島	千	富	小	甫	石	高	前	山	陽
同	千	富	小	甫	石	高	前	山	松	和
同	富	小	甫	石	高	前	山	松	吉	拓
同	甫	石	高	前	山	松	吉	齋	坂	智
同	高	前	山	松	吉	齋	坂	三	下	じ
同	前	山	松	吉	齋	坂	三	下	十	ゆ
同	山	松	吉	齋	坂	三	下	十	渡	優
同	松	吉	齋	坂	三	下	十	渡	增	弘
同	吉	齋	坂	三	下	十	渡	增	半	生
同	齋	坂	三	下	十	渡	增	半	鈴	憲
同	坂	三	下	十	渡	增	半	鈴	木	ん
同	三	下	十	渡	增	半	鈴	木	雄	弘
同	下	十	渡	增	半	鈴	木	雄	隆	介
同	十	渡	增	半	鈴	木	雄	隆	力	覺
同	渡	增	半	鈴	木	雄	隆	力	覚	

圭憲介修輔浩み光照志
雄大彰い裕功聰
呂田部地田都田泉塚見
野原宇菊吉宇山今篠鶴
同同同同同同同同同同

仙台市青葉区本町 3-8-1

被	告	宮	城	縣	知	事
		村	井	嘉	浩	
同訴訟代理人弁護士		松	坂	英	明	
同		村	田	知	彥	
同		郷	野	元	之	
同		安	西	文	衛	
同指定代理人		小	平		爾	
同		佐々	木		真	
同		佐々	木		大	
同		大	内	英	典	

宮城県大崎市

補助参加人 菊地惠一
葉区本町3丁目8番1号 宮城県議会内
補助参加人 自由民主党・県民会議
同代表者会長 佐藤光樹

上記両名訴訟代理人弁護士
同
同
浦 井 義 光
丸 山 孝 弘
及 森 善
以 上

別紙2

関係法令の定め

第1 地方自治法

100条13項

議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

100条14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第2 宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例

1条

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、宮城県議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため、宮城県議会（以下「議会」という。）における会派（以下「会派」という。）又は会派に所属しない議員（以下「無会派議員」という。）に対する政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

2条1項

政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政

に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

同条2項

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるとする。

3条

政務活動費は、会派（2人以上の議員で構成されることを要する。以下同じ。）又は無会派議員に対して交付するものとする。

4条1項

会派に係る政務活動費は、月額35万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を当該会派に対し交付するものとする。

同条2項

前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

10条1項

会派の代表者及び無会派議員は、前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた後、上半期分については4月20日（その日が県の休日（宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときはその翌日）までに、下半期分については10月5日（その日が県の休日に当たるときはその翌日）までに、別に定める様式により当該半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、各半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求する者とする。

12条

会派の政務活動費経理責任者又は無会派議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、当該支出の内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、当該政務活動費の收支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5

年を経過する日まで保存しなければならない。

13条7項

第1項及び第4項から第6項までの規定による収支報告書の提出は、政務活動の主な実績を記載した実績報告書、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えてしなければならない。

16条3項

会派又は無会派議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は無会派議員がその年度において行った政務活動費による支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った適正な支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。

同条4項

知事は、前3項の規定による返還がなされないときは、当該返還に係る会派又は無会派議員に返還を命ずることができる。

同条5項

会派に対して交付された政務活動費に係る前各項の規定による返還については、当該会派に所属する議員が連帯して責任を負うものとする。

17条1項

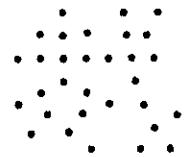
第13条の規定により提出された収支報告書、実績報告書及び証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）は、これを受理した議長において、収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

同条2項

何人も、次の各号に掲げる者は、議長に対し、前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。

別表（第2条関係）

経 費	内 容
調査研究費	会派又は議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び会派又は議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派又は議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派又は議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派又は議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費



人件費	会派又は議員が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費
-----	-----------------------------

第3 宮城県議会会議規則

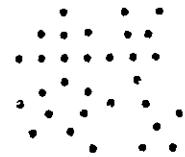
130条1項

法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

同条2項

前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

以上



これは正本である。

平成29年4月12日

仙台地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 菊田憲一